

利根川・江戸川において今後20～30年間で目指す 安全の水準に対する意見募集について

－「利根川・江戸川河川整備計画」における治水対策に係る目標流量に関する意見募集－

平成24年5月25日

河川整備計画は、河川法第16条の2に規定されており、長期的な河川整備の最終目標である河川整備基本方針に沿って、中期的な具体的な整備の内容（計画的に実施すべき具体的な河川工事及び河川の維持等）を定める計画です。

利根川・江戸川については、平成18年12月に利根川・江戸川有識者会議を設置して学識経験を有する者からご意見を伺うとともに、関係する住民の皆様からご意見を募集するなどして、河川整備計画の策定に係る検討を進めてまいりました。また、平成21年度に全国のダム事業の検証を行うこととしたことを踏まえて、平成22年度からは八ッ場ダム建設事業の検証を行ってまいりました。八ッ場ダム建設事業の検証においては、今後20～30年間で目指す安全の水準を表す「河川整備計画相当の目標流量」の設定等を行い、河川法第16条の2に準じて学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長等の意見を聴き、八ッ場ダム建設事業に関する対応方針を決定しました（八ッ場ダム建設事業の検証に係る関係資料は次のHPに掲載しています）。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000022.html>）。

このたび、「利根川・江戸川河川整備計画」の策定に当たって、あらためて、利根川・江戸川において今後20～30年間で目指す安全の水準について、河川管理者としての考え方をお示しします。

「利根川・江戸川河川整備計画」の策定に当たっては、今後20～30年間で目指す安全の水準に対応する「治水対策に係る目標流量」を設定することとしています。具体的には、河川管理者から提示した案に対して関係する住民の皆様のご意見をお聴きし、ご意見から得られた論点及びそれに対する河川管理者の見解を整理した上で、それらの情報をもとに、学識経験を有する者や関係都県のご意見を聴いて設定することとしております。

そのため、別添の「利根川・江戸川において今後20～30年間で目指す安全の水準についての考え方」について、今後20～30年間で目指す安全の水準（案）に対するご意見や河川管理者の考え方に関するご意見等を、関係する住民の皆様から広く募集します。

なお、「利根川・江戸川河川整備計画」は、「治水対策に係る目標流量」を設定した上で、その目標流量に対する具体的な施設計画を含む案を提示するなどの段階を経て、決定することとしております。

意見募集要領

1. 意見募集対象

『 利根川・江戸川において今後20～30年間で目指す安全の水準についての考え方
－「利根川・江戸川河川整備計画」における治水対策に係る目標流量について－ 』

2. 意見募集の期間

平成24年5月25日（金）～平成24年6月23日（土） 18：00必着
（郵送の場合は当日消印まで有効）

3. 意見の提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入頂くか、下記①～⑥をご記入頂いたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記4. までご提出ください。

- ①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ②住所（市区町村名まで）
- ③電話番号又はメールアドレス
- ④年代（企業・団体の場合は不要）
- ⑤性別
- ⑥意見（該当箇所ごとに記載して下さい）

4. 提出先

○ご郵送の場合

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課
「利根川・江戸川河川整備計画」事務局 宛

○ファクシミリの場合

048-600-1436

○電子メールの場合

tone-plan2@ktr.mlit.go.jp

（件名に「利根川・江戸川河川整備計画」事務局 宛と明記ください。）

5. 注意事項

- ①一つのご意見はできるだけ200文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③頂いたご意見とともに、属性、都道府県名、市区町村名を公表する場合があります。
- ④電話によるご意見は受けつけておりません。
- ⑤ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑥期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手・閲覧方法

①インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局HP <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

→ 河川→ 社会資本整備→ 河川整備基本方針、整備計画→利根川水系河川整備計画

→利根川・江戸川において今後20～30年間で目指す安全の水準に対する意見募集について—
「利根川・江戸川河川整備計画」における治水対策に係る目標流量に関する意見募集—

②資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く9時30分から17時00分まで）は、以下の場所において「意見募集要領」、「利根川・江戸川において今後20～30年間で目指す安全の水準についての考え方—

「利根川・江戸川河川整備計画」における治水対策に係る目標流量について一」及び「意見提出様式」については入手が可能です。

また、「利根川流域の概要」（参考資料）、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」及び「利根川の基本高水の検証について」については閲覧が可能です。

- ・ 関東地方整備局 6階情報公開室（埼玉県さいたま市中央区新都心2-1）
 - ・ 利根川上流河川事務所 2階閲覧コーナー（埼玉県久喜市栗橋北2-19-1）
 - ・ 利根川下流河川事務所 1階ロビー（千葉県香取市佐原イ4149）
 - ・ 江戸川河川事務所 閲覧室（千葉県野田市宮崎134）
 - ・ ハッ場ダム工事事務所 閲覧室（群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋11）
 - ・ 利根川ダム統合管理事務所 閲覧コーナー（群馬県前橋市元総社町593-1）
 - ・ 品木ダム水質管理所 1階受付（群馬県吾妻郡草津町大字草津604-1）
 - ・ 高崎河川国道事務所 情報公開コーナー（群馬県高崎市栄町6-41）
-
- ・ 茨城県土木部河川課（茨城県水戸市笠原町978番6）
 - ・ 栃木県土木整備部河川課（栃木県宇都宮市塙田1-1-20）
 - ・ 群馬県土木整備部河川課（群馬県前橋市大手町1-1-1）
 - ・ 埼玉県土木整備部河川砂防課（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1）
 - ・ 千葉県土木整備部河川整備課（千葉県千葉市中央区市場町1-1）
 - ・ 東京都建設局河川部（東京都新宿区西新宿2-8-1）

<応募手続等に関する問い合わせ>

国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課 藤田、内田
TEL：048-601-3151（代表）、内線 3616、3641

『利根川・江戸川において今後20～30年間で目指す安全の水準についての考え方―「利根川・江戸川河川整備計画」における治水対策に係る目標流量について―』に関する意見

①氏名	関東 太郎		
②住所	(都県名) 〇〇県	(市区町村名) 〇〇市	
③電話番号又はメールアドレス	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 若しくは 〇〇〇@〇〇〇		
④年代	20歳未満・20代・ 30代 ・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性 ・女性
⑥ご意見 (意見ごとにできるだけ200字以内で記載して下さい)			
意見1 (複数意見がある場合には、意見ごとに分けて下さい) 〇〇については、.....であり、..... ではないか。			
意見2 〇〇は、.....である。 また、.....の場合は、.....も考えられる。 上記を勘案すると、.....が望ましいと考えられる。			
意見3 〇〇について、〇〇が〇〇すると記載されているが、〇〇の場合は〇...であるため..... が適切であると考えられる。			
意見4について、.....である。しかしながら、..... も考えられる。			